

## 開示、訂正・利用停止等の手続き

所定の手続きをしていただくことで、開示、訂正・利用停止等の措置を行います。  
なお、以下の場合には訂正・利用停止・第三者提供の停止等についての措置は行いません。

なお、加入者の利益や事業主側の負担を勘案し、明示的な同意を得ることが必ずしも合理的であるといえないものについては、包括的な同意でよいこととなっています。

- 1 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
- 2 誤りである指摘が正しくない場合
- 3 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- 4 手続き違反等の指摘が正しくない場合

### 詳しい手続き方法

- 診療報酬明細書（レセプト）等の開示手続きについては[こちら](#)
- 診療報酬明細書（レセプト）等以外の開示・訂正・利用停止手続きについては[こちら](#)